

◎対象となる年収目安(年収 590 万円未満)のマイナポータルでの確認方法◎

1. マイナポータルにログイン→自動でホームが開く

※ログインができない場合の参考 →



デジタル庁 HP

2. 【おかね】にある【税・所得】を開く

3. 年度の確認をする

(1)入学が4月～6月の場合 (2025年度に納める税額を確認する)

【2025年度】があれば【2025年度】、表示がなければ【今年度】を選択。

(2)入学が7月～翌3月の場合 (2026年度に納める税額を確認する)

【2026年度】があれば【2026年度】、表示がなく【2025年度】の表示があれば【今年度】を選択。

4. 【課税所得額(課税標準額)】と【市町村民税_調整控除額】を確認。

5. 下記の計算式に当てはめる。

【課税所得額(課税標準額)】×0.06-【市町村民税_調整控除】

6. 計算結果が【154,500円未満】(※)であれば入学金軽減補助金の対象となりますので課税証明書を取得して書類を揃えて学校への申請を行ってください。

↑この部分に関しては裏面も参考にご確認ください

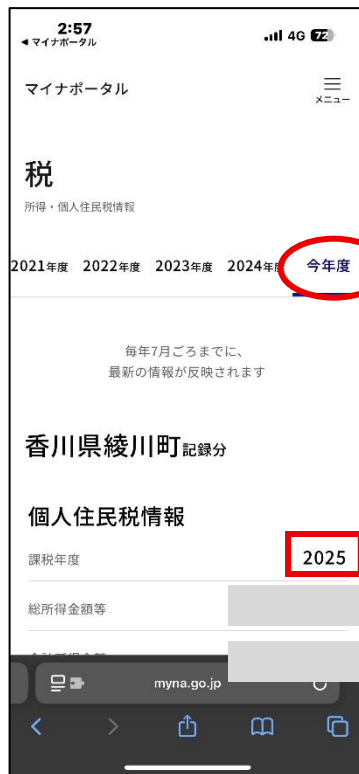
※保護者等全員の計算結果(算定基準額)の合算額が154,500円未満である必要がありますのでご注意ください。

《参考》

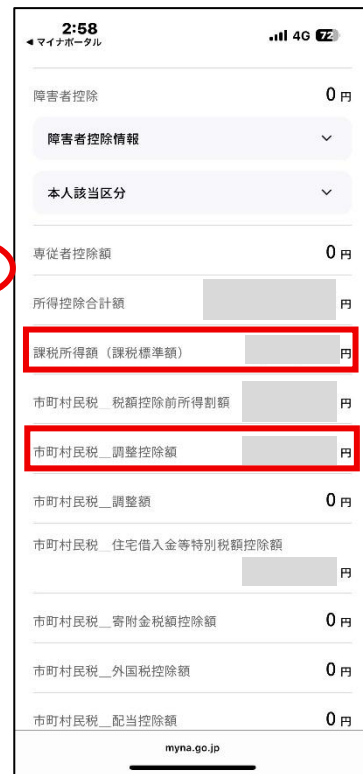
↓2. 【税・所得】を開く



↓3. 年度の確認



↓4. 金額の確認



2:58
 ◀ マイナビポータル 4G 72

障害者控除 [] 円

障害者控除情報 ▼

本人該当区分 ▼

専従者控除額 [] 円

所得控除合計額 [] 円

課税所得額 (課税標準額) [] 円

市町村民税 税額控除前所得割額 [] 円

市町村民税 調整控除額 [] 円

市町村民税 調整額 [] 円

市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額 [] 円

市町村民税 寄附金税額控除額 [] 円

市町村民税 外国税控除額 [] 円

市町村民税 配当控除額 [] 円

myna.go.jp

【手順①】
 「**課税所得(課税標準額)**」×0.06

【手順②】
 【手順①】の数字から
 「**市町村民税_調整控除額**」を引く



保護者全員の合算額が
154,500 円未満であれば
 入学金軽減補助金の対象となりますので、
 課税証明書を取得の上、
 書類を揃えて学校への申請を行ってください。